

令和8年度捕獲・担い手モデル事業に係る公募型プロポーザルの実施について

1 業務名

- ① 前橋市柏倉地区イノシシ・シカ捕獲等事業
- ② 前橋市内中型獣回収・処分事業
- ③ 東吾妻町小泉地区野生鳥獣捕獲事業

2 趣旨

既存の捕獲体制（市町村長が任命する市町村鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊）と民間事業者との連携・協力した捕獲体制の構築に係る問題点や課題を探るため、捕獲事業の実証を行う。

- ① 豚熱（CSF）発生農場周辺におけるイノシシをはじめとする大型獣の生息数を減らし、豚熱被害リスク及び農林業被害を軽減するため捕獲をおこなう。
- ② 中型獣の捕獲のためのわなの貸出・回収と、捕獲個体の処理をおこなう。
- ③ 野生動物の生息数を適正な水準とし、農林業被害及び生態系被害を軽減するための野生動物（大型獣・中型獣）の捕獲をおこなう。

3 業務の内容

- ① 前橋市柏倉地区イノシシ・シカ捕獲等事業仕様書のとおり
- ② 前橋市内中型獣回収・処分事業仕様書のとおり
- ③ 東吾妻町小泉地区野生鳥獣捕獲事業仕様書のとおり

※上記は、県として求める最低限の業務内容。仕様書に記載がなくても、捕獲目標を達成するために実施した方がよいものがあれば提案可能。

※①②について捕獲方法は箱わなを利用し、止め刺しについては電気止め刺し器を利用して提案する。

※③について捕獲方法は箱わなおよびくくりわなを利用し、止め刺しについては電気止め刺し器等を利用して提案するが、地域の状況及び協力体制により、捕獲・止め刺し方法が変わることもある。

4 予算額（委託上限額）

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 前橋市柏倉地区イノシシ・シカ捕獲等事業 | : 1, 669千円（税込） |
| ② 前橋市内中型獣回収・処分事業 | : 7, 700千円（税込） |
| ③ 東吾妻町小泉地区野生鳥獣捕獲事業 | : 4, 133千円（税込） |

5 契約期間

契約日から令和9年3月11日（木）まで

6 参加資格

以下の全ての要件を満たしていること。

- ・過去に群馬県内において有害鳥獣捕獲またはそれに類する業務の実績がある者
- ・企画提案仕様書の対象獣種及び捕獲方法について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定による認定を受けている者

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者

・破産宣告を受け復権していない者でない者

・銀行取引停止処分を受けている者でない者

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でない者

・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者

・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

・下記9により参加申し込みをした者

7 スケジュール

- | | | |
|-------------|----------------|-----------------|
| (1) 質問受付期限 | 4月9日（木）午後5時必着 | ※詳細は下記8のとおり |
| (2) 質問回答 | 4月14日（火） | 予定 |
| (3) 参加申し込み | 4月16日（木）午後5時必着 | ※詳細は下記9のとおり |
| (5) 企画提案書提出 | 4月21日（火）午後5時必着 | ※詳細は下記10のとおり |
| (6) 審査結果通知 | 5月13日（水） | 予定 ※詳細は下記11のとおり |

8 質問及び回答

(1) 質問様式

質問書（様式1）

(2) 受付期限

令和8年4月9日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メール（提出先：choujise@pref.gunma.lg.jp）

(4) 質問に対する回答

令和8年4月14日（火）までに電子メール等の文書にて回答し、参加者全体に係るものについては、ホームページ上に随時掲載する。

9 参加申し込み

(1) 提出書類

・参加申込書（様式2）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定による認定を受けていることを証する書類の写し

(2) 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メール（提出先：choujise@pref.gunma.lg.jp）

(4) その他注意事項

提出期限までに参加申込書の提出がなかった場合は、企画提案書の提出は受け付け

ないものとする。

10 企画提案書提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 誓約書（様式4）※1

ウ 課税（免税）事業者届出書（様式5）※1

エ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）※2

オ その他参考となる書類

※1 期限が有効なもので、既に農政部蚕糸特産課鳥獣被害対策支援センターに提出している場合には、そのことを申告することにより、省略することも可能。

※2 「令和6・7年度物品・役務競争入札参加資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2) 提出期限

令和8年4月21日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メールとする。添付ファイルを含め7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

「17 問合せ・提出先」に記載のメールアドレスあて電子メールにて提出。

※1 提出した旨を電話で連絡すること。

※2 件名を「令和8年度捕獲・担い手事業 ①～③ ○○○○事業 企画提案書」とすること。

(4) その他注意事項

- ・参加申込書提出後、提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は失格とすること。
- ・提出された書類については、ヒアリング等を行う場合があること。
- ・提出後に辞退をする場合には、速やかに連絡の上、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

11 審査

(1) 審査

書面審査

(2) 審査方法

審査委員会にて、別紙審査基準に基づき、提出書類を総合的に審査し、優先交渉者を決定する。

(3) 審査結果

企画提案書提出者へは文書にて結果を通知する。

優先交渉者については県ホームページにて公表する。

（令和8年5月13日（水）予定）

12 契約

- ・企画提案書の内容がそのまま契約内容となるものではなく、県が優先交渉者と交渉し、契約内容及び委託金額を決定する。

- ・優先交渉者との交渉が不調となった場合は、次点の者と協議を行う場合がある。
- ・契約書の案は、令和8年度捕獲・担い手モデル事業契約書のとおり。

1.3 注意事項

- ・本公募に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、誤字脱字等を除き、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を無効とする場合がある。
- ・各種手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.4 様式等ダウンロード

- ・令和8年度捕獲・担い手モデル事業公募型プロポーザル実施要領
- ・質問書（様式1）
- ・参加申込書（様式2）
- ・企画提案書（様式3）
- ・誓約書（様式4）
- ・課税（免税）事業者届出書（様式5）
- ・審査基準
- ・令和8年度捕獲・担い手モデル事業契約書

1.5 仕様書

- ① ・令和8年度捕獲・担い手モデル事業
（①前橋市柏倉地区イノシシ・シカ捕獲等事業）仕様書・参考様式
- ② ・令和8年度捕獲・担い手モデル事業
（②前内中型獣回収・処分事業）仕様書・参考様式
- ③ ・令和8年度捕獲・担い手モデル事業
（③東吾妻町小泉地区野生鳥獣捕獲事業）仕様書・参考様式

1.6 問合せ・提出先

群馬県 農政部 鳥獣被害対策支援センター 調査研究係

〒370-3105 群馬県高崎市箕郷町西明屋1009番1号

電話：(027) 371-0003 ファックス：(027) 243-7702

電子メール：choujise@pref.gunma.lg.jp